介護認定審査会委員 にしの みや子 の つぶやき

みなさん、認定審査会委員のにしのみや子です。 寒い日が続きますが、皆さんご自愛くださいね。 今回は「日頃の状況」の記載で気になることがありお伝えします。



~ 今回のつぶやき ~

「環境も介助者も違うはずなのに…

自宅でもデイでも全く同じ介助方法とは考えにくいわ」

評価軸「介助の方法」の項目では、一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況において、より頻回に見られる状況や日ごろの状況でチェックを選択しますが、具体的な内容は特記事項に記載することになっています。デイサービスやショートステイ先でしか発生せず頻度が少ない介助内容はどのような手間が生じているか特記事項に記載し審査会に伝える必要があります。

4群「精神・行動障害」においても、対象者への対応(介護の手間)について特記事項に記載する必要がありますが、問題行動の発生自体が場面や時間帯、対応する相手によって異なる場合もあります。

チェックの選択(一次判定)では反映されない介護の手間を特記事項に落とし込めるようにこころがけましょう!

審査会委員 にしのみや子さん のご意見を受けて、事務局より介護認定調査員の皆様には、以下のルールで特記事項に記載をしていただきますので、お願いいたします。

★ 介助される場面が複数ある場合の特記記載ルール★

①調査対象者が主に過ごす生活の場での介助内容→以下頻度が高い場所の順番で記載

例①:自宅では安全の為這ってトイレまで移動しているが、デイサービス(週2回)ではスタッフが手引き歩行させ 施設内移動している。月3日のショートステイではトイレ・食堂・浴場全ての移動を車いすで介助している。

例②: 自宅、デイサービス(週2回)では問題行動みられないが、月3日のショートステイでは就寝前になると「今から帰る、帰りたい」と訴えベッドから離床し部屋から出ていこうとするため、「家族に連絡したのでお迎えまで待っていてください」となだめて15分ほど寝かしつける手間が利用中毎晩発生している。

★ 新型コロナウイルス感染症拡大予防の為、日頃過ごす施設での調査ができない場合★

お泊りデイやショートステイをロングで利用している場合など、生活実態が施設であるが、施設が外部の調査員立ち入りを禁じており一時帰宅時にしか調査ができない場合、その旨を概況 (特記事項上部5行) に記載します。調査時は評価軸「能力」を中心に自宅での状況を調査時確認し、「介助の方法」、「有無」においては日頃の施設での状況を必ず施設側に聞き取りを行い、上記のルールで記載してください。なお、調査対象者に会わず聞き取りのみで調査を済ませることはできませんのでご注意ください(令和2年10月30日付事務連絡参照)。

例: (概況)ショートステイをロング利用(月 20 日)しているが、新型コロナの影響で施設内立ち入りができないため一時帰宅先で調査を行った。施設での状況は後日電話で担当職員に聞き取りを行った。



今後も、審査会委員の"つぶやき"を受けて、調査員向け通信を作成していきます。 審査会委員に読みやすい認定調査の資料づくりに、ご協力をお願いいたします。

環境が変わった場合は1週間あけての調査が原則

2 8

日頃の状況を確認した方法を記載した上で調査票を作成して下さい

ካの

特記事項

身

体 機

能

起

居

動

作

2.

活

能

知

機 能

4.

神

行

動

障

害

4

適活

人暮らし。 妻と就労中の長女の三 高血圧で内服中。 3年前~アルツハイマー型認知症と診断を受 認知症薬‡ け介護認定を受ける。 一時内服していたが、 感情が不安定になったため現在は処方さ れていない。妻も4つの疾患を患 っており無理はできないが 妻に対して暴言があり月の半分以 新型コロナの影響 上ショートステイを利用している 【直近○/△ ~○/×目)

1.2) 座位にて実施。 自動・他動にて全ての動作が確認できた ③④ベッド柵につかまらなければ、 体の向きを変える動作

)起き上がり動作ができなかった。⑤ベッド柵につかまり10分間保持できる。⑥支えなく10秒間立位保持できる。

すり足でゆっくりと継続歩行ができる)5m程度であれば、

8.9)ベッド柵につかまり立ち上がり、ベッド柵を持ち左右の片足立ちができる。ふらつきも見られない。

洗身は自分で行うが途中で動作が分からなくなり手が止まるため常時見守り、)SSでは週2回入浴あり 指示が必要

) 自宅では入浴なし。 訪問看護師が清拭を行う (调1回) 主に過ごす生活の場での介助内容 以下頻度が高い場所の

順番で記載

11) 手足とも訪問看護師が切る

12)細かい文字は見えない。約1 m先の視力確認票の図が見えた。 ③普通の声で支障なくやり取りできた

※2-5排尿、2-6排便の項目は、①排泄の方法 ②排泄の頻度 ④昼夜の違い の4つのポイントを必ず記載してください。

) 定義される移乗行為は発生しない 77日字内 ·人でつかまりながら移動。 居室から出る際(食堂・浴室)は歩行器を

2)利用しスタッフが付き添い移動。 自宅内手すりを伝い、一人で移動するが夜間のトイレ移動(1~2回/日)は娘が付き

車の乗降時は腕を支える介助あり。)添い見守りの元移動。 屋外歩行器利用、 34SS, 自宅とも箸を持ち普通食をむせなく

牛) 摂取できる。 ⑤常時リハビリパンツを着用。 SS(週4回)では昼夜とも居室内トイレを利用し 一連の動作全て自分で

ではトイレまで距離があることから間に合わないことが1~2回/日あるがリハパンの交換は)行う。 自宅(週3回)

床や衣類まで汚染する失禁が自宅では週1~2回あり 妻が着替えを準備)自分で行う 長女や妻が床の掃除を行う

)SS、自宅とも失敗なくトイレで排便(1回/日) 一連の動作全てを自分で行う ⑦®SSでは自分で行おうとしない為

)スタッフが声掛け 歯ブラシやタオルの準備を行えば自分で歯磨き・洗顔を行う。 自宅では行っていないが不衛生な

ており

乱れた様子はなかった

入浴後のふき取りも自分で行う

10.11)時候に応じた衣類の選択はできないが、 スタッフ、 家族が準備しておけば順番に ズボンは座って

で整え

) ゆっくり 更衣する ①SS调4日利用 往診利用しており外出はSSの時のみ

自宅とも普段から手ぐし

3.)自分の意思は誰にでも伝達できる。 ②起床や就寝時間、食事の時間が答えられた為、 1日の日課が理解できていると判断 認

3) 生年月日は正答したが、年齢は2歳の誤差があった。 施設でも同様。 ④調査時は直前の事を答えるこ とができたが

) 施設職員に確認すると日頃は数分前のことも覚えていないことが多いと聞き取り 「できない」 を選択する ⑥「春」

⑦「自宅」と答える。SS先では「お泊りする施設」と答えており、 自宅ともなし 出来ると判断した ⑧⑨SS先 ※4. 精神・行動障害の項目は、該当する状況・頻度・介助者の手間を必ず記載してください。

)SSでは見られないが、 長女の話では、 自宅では突然泣き出したり、 怒り出すことがある(週1回) 特に対応はせず

) 治まっている

)様子はなかった

4.6) SSでは見られないが、 SSからの帰宅日は突然大声で叫んで妻を呼ぶ行為あり。 夜間も2~3時間おきに叫ぶため翌日は

) 食事もとれず終日うとうとしている。 帰宅日のみ(週1回)で妻は環境の変化と理解しなだめ続けるが負担が大きい。

ショート先では介護の手間がないが自宅ではある場合(その逆の場合もあり)

両方の状況・介護の手間を調査票に反映できるよう

両力の状況、力暖の子間を調査家に及吹てさるよう、 やむを得ず一時帰宅先で調査をする場合でも、帰宅当日の調査は控えてください。

)施設職員や妻が水を用意し薬を掌に載せれば自分で口に入れる

2)長女 妻が管理 少額持参なし

3) 慣れ親しんだ環境の下でも 意思決定することがほとんどない。 食べたいもの等を伝えることはある

rt o ⑤SSでは食材、 日用品全て施設が準備している。 自宅では妻や長女が見繕い購入(週2~3回) 依頼もない

SSでは3食施設で提供されている。 自宅では炊飯、 レンジの温めは妻や長女が行い、 自分で行うことはない

) 即席めんは食べない

面会禁止ではなく面会制限(居室への立ち入り禁止)がありデイルームや談話室、屋外等で調査を行った場合、 概況(特記事項上部5行)にその旨を記載した上で調査対象者本人に必ず面会し可能な限り調査項目の確認を行ってください。 面会制限により直接確認できなかった項目については調査対象者本人と介護者(家族、病院・施設職員等)双方から 聞き取りを行ったうえで調査票に状況を記載します。

【例】新型コロナウイルス感染拡大予防の為居室に入室できず、面談室で調査を行った。 1-3.4)確認動作が出来ないため施設職員から聞き取り。ベッド柵を持てば何とか寝返り、起き上がりができる。